

令和6年第1回姫路市議会  
定例会提出議案

(議案第 53号～議案第 58号)

# 目 次

ページ

議案第 53号	姫路市市税条例の一部を改正する条例について……………	1
議案第 54号	副市長の選任について……………	3
議案第 55号	副市長の選任について……………	5
議案第 56号	副市長の選任について……………	7
議案第 57号	教育長の任命について……………	9
議案第 58号	教育委員会委員の任命について……………	11

議 案 第 53号

令和 6年 3月 19日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市市税条例の一部を改正する条例について

姫路市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市市税条例の一部を改正する条例

姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第6条から第8条までを次のように改める。

第6条及び第7条 削除

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第8条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第25条の5の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第25条の5の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、

当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第28条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

第8条の2中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 54号

令和 6年 3月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 副市長の選任について

副市長として下記の者を選任したいので、議会の同意を得たい。

地方自治法第162条の規定により提出する。

記

井 上 泰 利

議 案 第 55号

令和 6年 3月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 副市長の選任について

副市長として下記の者を選任したいので、議会の同意を得たい。

地方自治法第162条の規定により提出する。

記

岡 本 裕

議 案 第 56号

令和 6年 3月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 副市長の選任について

副市長として下記の者を選任したいので、議会の同意を得たい。

地方自治法第162条の規定により提出する。

記

山 田 基 靖

議 案 第 57号

令和 6年 3月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

教育長の任命について

教育長として下記の者を任命したいので、議会の同意を得たい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により提出する。

記

久 保 田 智 子



議 案 第 58号

令和 6年 3月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員として下記の者を任命したいので、議会の同意を得たい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により提出する。

記

森 下 果 奈